

医療法人五月会 須崎くろしお病院 医療安全教育・研修規程

この規程は「医療法人五月会 須崎くろしお病院 医療安全管理指針」に基づき、本院に勤務する職員の教育・研修に関し、必要な事項を定める。

1. 基本方針

すべての職員が安全な医療の提供の重要性を認識し、積極的に安全を推進していくために職員研修をはじめ様々な場面を通じて医療安全に関する教育や啓発に努め、病院全体の安全文化の醸成を目指す。

2. 目的

- 1) 職員個々の安全意識・医療安全技術の質の向上
- 2) 現場での的確な危険の察知ができるよう能力を培う
- 3) 他部署との連携をとり安全な医療行為を遂行できる
- 4) 事故防止を含め医療事故に関する情報を全職員に周知を行い、病院全体の医療安全意識が向上する

3. 研修内容

- 1) 医療安全に関する内容について1年に2回以上研修を受講する
 - ① 対象となる研修は医療安全管理室が計画する研修に限らず、医療安全管理室長が認めた研修の参加も、事前に研修の承認を受けることで可能とする。
 - ② 研修の方法は対面に限らず、研修会録画放映・オンライン研修・e-learning・医療安全教育DVD視聴など時勢と研修内容に応じて計画を行う
 - ② 本院内で重大事故が発生した後など、必要があると認められる時には臨時研修を行うものとする。
- 2) 研修の計画立案・実施・報告は医療安全管理室が主として行う
- 3) 研修に出席できなかった場合には、研修に使用した資料の配付や各部署における伝達講習等で周知を図る

4. 研修の記録と保管

- 1) 研修の内容はその概要（開催日時、出席者、研修項目）を研修報告書として記録し保存、その都度評価・改善に努める。
- 2) 医療安全管理者は研修報告書を5年間保管する。

附則

この規程は 平成12年12月10日より施行する。

この規程は 平成24年8月7日より施行する。

この規程は 令和3年6月1日より施行する。